第３　研究の進行状況の報告
(1)　研究責任者は、研究を実施している間は、少なくとも毎年１回、研究の進行状況（配偶子及びヒト受精胚の取扱状況を含む。）を記載した研究進行状況報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。
(2)　研究機関の長は、(1)の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを研究機関の倫理審査委員会並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。
第４　研究の終了
(1)　研究責任者は、研究を終了したときは、速やかに、その旨及び研究の結果を記載した研究終了報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。
(2)　研究機関の長は、(1)の報告書の提出を受けたときは、速やかに、文部科学大臣及び厚生労働大臣にその写しを提出するものとする。
第５　個人情報の保護
(1)　組織の代表者等は、提供者の個人情報の保護に関する措置について、臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）(ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）に基づくヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う場合には、同指針）に準じた措置を講じるものとする。
(2)　組織の代表者等は、この指針に基づき配偶子の提供を受ける際に個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護を図るため、当該組織内に個人情報管理者を置くものとする。
(3)　個人情報管理者は、提供を受けた配偶子を研究機関に移送する前（研究機関と提供機関が同一である場合には、提供を受けた配偶子の取扱いが当該機関の研究部門において行われる前）に、匿名化の措置を講じるものとする。
第６　研究成果の公開
研究機関は、知的財産権及び個人情報の保護等に支障が生じる場合を除き、研究成果を公開するものとする。

第６章　雑則
第１　指針不適合の公表
文部科学大臣及び厚生労働大臣は、研究の実施について、この指針に定める基準に適合していないと認められるものがあったときは、その旨を公表するものとする。
第２　見直し
この指針は、関連研究の進展、ヒト胚の取扱いに関する社会的情勢の変化等を勘案して、必要に応じ見直しを行うこととする。
第３　施行期日
この指針は、平成23年４月１日から施行する。

○東北地方整備局告示第百八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十二月十七日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十五号　気仙沼市唐桑町字只越五番七から同市唐桑町字舘一一〇番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十九日

○東北地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十二月十七日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
七号　青森市大字新城字山田二六五番一から同市大字新城字山田六八一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十七日

○関東地方整備局告示第四百一十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十二月十七日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四号　久喜市栗橋東二丁目三五八三番一から同市栗橋東二丁目三五七六番三まで　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十七日

○北陸地方整備局告示第百一十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十二月十七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
八号　上越市名立区名立小泊字大泊り三一一〇番七から同市名立区名立小泊字浜端四一〇番一まで　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十八日

○北陸地方整備局告示第百一十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十二月十七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市南田中字川原五一九番三地先から同市南田中字川原五一九番五地先まで	前	二四・九六～三三・五四メートル	〇・〇一二キロメートル
	後	二七・一四～三五・八二メートル	〇・〇一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十二月十七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十七号　南魚沼市南田中字川原五〇七番一から同市南田中字川原五一九番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十七日